

第一〇七回

参第二号

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（日本国有鉄道の解散）

第二条 日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）は、日本鉄道株式会社法（昭和六十一年法律第 号。以下「会社法」という。）に基づいて設立される日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）の成立の時に於いて、解散する。

（権利及び義務の承継）

第三条 国鉄の解散の時に於けるその一切の権利及び義務のうち、長期借入金及び鉄道債券に係る債務で政令で定めるもの（以下「特定長期債務」という。）以外のものは、政令で定めるところにより、国鉄の解散の時に於いて、会社が承継する。

（職員の承継）

第四条 国鉄の解散の際現に国鉄の職員として在職する者は、会社の成立の時に於いて、会社の職員となるものとする。

2 前項の規定により国鉄の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対して、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国鉄の職員としての引き続いた在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

（清算中の国鉄）

第五条 国鉄は、解散した後においても、清算の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

（特定長期債務の処理）

第六条 第二条の規定による解散後の国鉄（以下「清算中の国鉄」という。）は、特定長期債務については、第十一条第一項の規定による交付金並びに第十二条第一項の規定による納付金及び同条第二項の規定により会社から譲り受けた土地その他の資産を処分して得た収入金をもつてその償還及び当該債務に係る利子の支払（以下「特定長期債務の償還等」という。）を行うものとする。

（清算人の任命等）

第七条 運輸大臣は、第二条の規定により国鉄が解散したときは、遅滞なく、解散前の国鉄の役員の中から清算人を任命しなければならない。

2 運輸大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行し

ていないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

- 3 清算人が欠けたときは、運輸大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の国鉄の役員以外の者の中からも任命することができる。

(清算人の代表権)

第八条 清算人は、清算中の国鉄を代表する。

(清算人の職務権限)

第九条 清算人は、政府からの交付金等の受入れ、会社からの納付金の受入れ、会社からの土地その他の資産の譲受け及びその処分並びに特定長期債務の償還等の職務を行う。

- 2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(償還計画)

第十条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、特定長期債務の償還等が完了するまでの間、昭和六十二年度以降の毎三箇年を各一期として、当該期間に係る特定長期債務の償還等に関する計画(以下「償還計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 運輸大臣は、償還計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。
- 3 前二項の規定は、償還計画を変更する場合に準用する。
- 4 政府は、毎年度、償還計画に従い、特定長期債務の償還等の財源に充てるために必要な経費を予算に計上しなければならない。
- 5 清算人は、償還計画に従って特定長期債務の処理を行わなければならない。

(清算中の国鉄に対する資金の交付等)

第十一条 政府は、清算中の国鉄に対し、特定長期債務の償還等が完了する年度までの期間中の毎年度、政令で定めるところにより、特定長期債務の償還等に要する資金を交付しなければならない。

- 2 政府は、前項に定めるもののほか、清算中の国鉄に対し、必要な資金の融通及びあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(清算中の国鉄に対する会社の納付金等)

第十二条 会社は、第三条の規定により承継した土地その他の資産でその事業の用に供することを要しないものを譲渡した場合において、その取得した対価の額の一部を、清算中の国鉄に対し、特定長期債務の償還等の財源に充てるため納付することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、会社は、清算中の国鉄に対し、前項に規定する土地その他の資産のうち特定長期債務の償還等の財源に充てるため必要かつ適当なものを無償で譲渡することができる。

(監督)

第十三条 運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関して必要な事項を命ずることができる。

(清算終了の届出)

第十四条 清算人は、清算が終わつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(罰則)

第十五条 清算人が、第十三条の規定による運輸大臣の命令に違反したときは、十万円以下の罰金に処する。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第五条までの規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(日本国有鉄道法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)

二 日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律第百五号)

(日本国有鉄道法の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の日本国有鉄道法(以下「旧法」という。)は、同条の規定にかかわらず、国鉄の解散及び清算に関しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 附則第二条の規定の施行前に旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、会社法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 第四条第一項の規定の適用を受ける者の附則第二条の規定の施行前に旧法第三十一条の規定により受けた懲戒処分及び附則第二条の規定の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

3 旧法第三十九条の十七の規定による報告で、附則第二条の規定の施行の日の前日までに行われていないものについては、なお従前の例による。

4 国鉄の昭和六十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、旧法第九条第三項第四号及び第四十条第一項(監査委員会の監査報告書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。

5 附則第二条の規定の施行前に国鉄が旧法第四十二条の二第一項の規定により発行した鉄道債券に係る消滅時効については、なお従前の例による。

6 旧法第四十二条の二第八項の規定により国鉄から鉄道債券の発行に関する事務の委託

- を受けた銀行又は信託会社については、同条第九項の規定は、なおその効力を有する。
- 7 附則第二条の規定の施行の日の前日までの期間について国鉄に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。
 - 8 旧法第四十八条に規定する現金出納職員又は旧法第四十八条の二第一項に規定する総裁により物品の管理をする職員として任命された者の附則第二条の規定の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。
 - 9 旧法第五十条に規定する附則第二条の規定の施行前の国鉄の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。
 - 10 附則第二条の規定の施行前に生じた事故に基づく国鉄の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。
 - 11 附則第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国有鉄道法施行法の廃止に伴う経過措置)

第五条 附則第二条の規定による廃止前の日本国有鉄道法施行法第四条の規定により国鉄が承継した不動産に関する権利につきすべき登記については、同法第七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六条 第三条の規定により会社が承継する国鉄の鉄道債券又は長期借入金に係る債務について鉄道債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十九号)又は国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)により政府がした保証契約があるときは、当該保証契約は、その承継後においても、当該鉄道債券又は長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとし、同法の規定によりした保証契約に係る鉄道債券又は国際復興開発銀行に引き渡した同法第三条に規定する引渡債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

- 2 第三条の規定により会社が承継する鉄道債券は、会社法第十七条及び第十八条の規定の適用については、社債とみなす。
- 3 第三条の規定により会社が承継する債務に係る鉄道債券又は借入金が資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該鉄道債券又は借入金についての資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第一項の規定の適用については、会社を同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。
- 4 第三条の規定により会社が承継する債務に係る鉄道債券又は借入金が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該鉄道債券又は借入金についての簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の規定の適用については、会社を同項第四号又は第五号に規定する法人とみなす。

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

日本鉄道株式会社の設立に伴う日本国有鉄道の解散及び解散後の日本国有鉄道による特定長期債務の処理に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、今後の償還計画にもよるが、昭和六十二年度において約一兆千億円の見込みである。